



商工にのへ

第155号

令和6年9月30日発行



2024.07.29 金田一温泉まつり



商工会青年部出店



商工会女性部出店

主な内容

- ◇商工会のうごき 令和6年度第2回理事会を開催、経営発達支援事業評価委員会を開催、商工会会員増強運動の実施について
- ◇お知らせ事項 事業計画作成個別相談会の開催について、フリーランス法が11月からスタート、エネルギー価格・物価高騰等に伴う事業者の影響調査結果について、最低賃金のお知らせ、小規模企業共済

令和6年度第2回理事会を開催

二戸市商工会令和6年度第2回理事会は、令和6年7月16日(火)、午後4時から稲庭交流センター「天台の湯」において、開催されました。

当日は、理事18名、監事2名が出席し、開会にあたり、生内会長が「役員改選後、最初の理事会となりますので、理事会の雰囲気を感じてもらいつつ、忌憚のないご意見を賜りたい。」とあいさつを述べました。

続いて、生内会長が議長となり議案審議に入りました。



議 事

議案第1号 会員の加入承認について

議長は事務局に説明を求め、事務局は、会員の加入承認について、令和6年5月8日から令和6年7月16日までの間に会員加入した6事業所について内容説明を行いました。

議長は、質疑を誂ったところ、異議なしの声のもと採決の結果、議案第1号は全員賛成、可決承認されました。

議案第2号 二戸市商工会会員増強運動の実施について

議長は事務局に説明を求め、事務局は、「本会の組織率は令和6年4月1日時点で50.51%と県内商工会でワースト2位となっていることから、会員加入強化月間に合わせて目標会員数17会員の増強に役職員一丸となって取り組む」旨を説明しました。

議長は、質疑を誂ったところ、異議なしの声のもと採決の結果、議案第2号は全員賛成、可決承認されました。

報告事項

報告第1号 会員の脱退について

議長は事務局に説明を求め、事務局は、会員の脱退について、令和6年5月8日から令和6年7月16日までの間に会員脱退した4事業所について内容説明を行いました。

議長は、質疑を誂ったところ、異議なしの声があり、報告第1号の質疑を閉じました。

報告第2号 副会長の順位指名について

議長は事務局に説明を求め、事務局は、副会長の順位指名について、「第1順位を佐々木春彦氏に、第2順位を大下政美氏とする」旨報告を行いました。

議長は、質疑を誂ったところ、異議なしの声があり、報告第2号の質疑を閉じました。

報告第3号 マル経審査委員について

議長は事務局に説明を求め、事務局は、マル経審査委員について、役員改選に伴い新たに5名の新委員を委嘱する旨を報告しました。

議長は、質疑を誂ったところ、異議なしの声があり、報告第3号の質疑を閉じました。

報告第4号 部会の役員構成について

議長は事務局に説明を求め、事務局は、商業・工業・サービス業部会役員と組織強化推進委員会、商工貯蓄共済推進委員会の委員について、役員改選に伴い新委員を委嘱する旨を報告しました。

議長は、質疑を諧ったところ、異議なしの声があり、報告第4号の質疑を閉じました。

報告第5号 商工会マイカー通勤規程の一部改正について

議長は事務局に説明を求め、事務局は、別紙資料に基づき内容を報告しました。

議長は、質疑を諧ったところ、異議なしの声があり、報告第5号の質疑を閉じました。

その他

事務局より、令和6年5月27日の岩手県商工会連合会の総会において、二戸市商工会が令和5年度商工会クラウドMA1の普及推進と商工貯蓄共済の加入促進について表彰されたことを報告しました。

なお、部会役員及び各委員会の新たな構成は以下のとおりです。

部 会

商業部会長 佐々木春彦 工業部会長 大下 政美 サービス業部会長 下斗米幸夫

組織強化委員会

委員長 佐々木春彦 副委員長 久慈 浩介

商工貯蓄共済推進委員会

委員長 大下 政美 副委員長 中田 勇司

マル経審査委員会

委員長 佐々木春彦 委 員 大下 政美 委 員 中田 勇司 委 員 黒澤 一史
委 員 畑山 光男

経営発達支援事業評価委員会を開催

令和6年7月18日午後2時から二戸市農村勤労福祉センターにおいて、令和6年度第1回経営発達支援事業評価委員会が開催されました。

当日は、委員5名、事務局5名が出席し、令和5年度経営発達支援計画の評価について、令和6年度の経営発達支援事業について協議を行いました。

令和5年度は第2期の経営発達支援計画の2年目となり、事業計画策定事業をはじめ各事業の実績と実施内容について事務局より報告を行い、全体でB評価となりました。

令和5年度の経営発達支援事業に対するコメントと令和6年度に向けた改善点については以下のとおりです。

令和5年度事業全体のコメント

- RESAS（地域経済分析システム）のデータが全体的に古く、データ内容が難しい。
- 物産展の支援について、出展者への支援方法や声掛け等、検討が必要である。
- 飲食店アンケート調査の事業実施が遅くなってしまい、目標を達成できなかった。
- 事業承継支援や物価高騰による利益確保など、商工会の支援が重要になっている。
- 需要動向調査を除き、すべての項目で目標を達成しており、事業は概ね良好に実施された。

令和6年度に向けた改善点

- ・R E S A S（地域経済分析システム）の滞在人口等のデータの比較や商工会の見解を記載するなどデータ作成の工夫をしても良いのではないか。
- ・二戸市内の経済動向調査の、調査結果コメントをもう少し詳しく記載してほしい。
- ・ビジネスマッチ東北の出展は、業種を問わず募集しているので食品製造業に限らず検討してみても良い。
- ・飲食店のアンケート調査事業者をイベントに合わせて実施すると良い。

商工会会員増強運動の実施について

本会では、組織率が県内商工会のうちワースト2位の状況であることから、令和6年7月1日～令和7年3月31日までを加入促進強化月間として「会員増強運動による組織率の向上」のため役職員一丸となって組織強化に取り組むこととなりました。

令和6年度の全体の目標会員数を28会員と設定し、役職員1人あたり1会員以上の新規加入を目標とします。

あらゆる機会をとらえて加入の勧誘を行い、年度末には590会員を目指すこととし、まだ加入していない事業所がありましたら商工会までご連絡ください。

【加入促進】

経営のお悩み、
ありませんか？
私たちがあ伺いします！



★商工会の経営指導員が皆様のもとにお伺いし、皆様と一緒にお悩みの解決を図ります。

★必要に応じて専門家の派遣も行っています。

★秘密は厳守いたします。

《活用事例》

製造業A様

経営指導員の支援により経営革新計画の認定が受けられました。

認定後、補助金などの支援が受けられただけでなく、当社の目標とそれを達成するための計画が明確となり社員も俄然やる気を出しています。

小売業B様

最近、売上が伸び悩んでいたので商工会に相談したところ、無料で専門家のアドバイスをいただくことができました。

これまで経験だけを頼りに商品レイアウトをしていましたが、先生のアドバイスでお客様の買上点数が増え、売上増加につながっています。

お知らせ事項

事業計画作成「個別相談会」の開催について

二戸市商工会では、事業計画・事業承継計画作成等に関する個別相談会を開催します。企業経営においては、十分な収益の確保や事業承継等、自社の経営の方向性を定め体質強化を図る事業計画を作成することが重要です。事業計画を作成する上での注意点や、事業承継等についてのご相談・お悩みのある方はぜひご利用ください。

【日 時】 第3回：10月9日(水) 第4回：10月18日(金) 第5回：10月25日(金)
第6回：11月8日(金) 第7回：11月18日(月) いずれも：午前10時～午後5時

【場 所】 二戸市農村勤労福祉センター

【申込み】 相談日の3日前までに、FAXまたは電話でお申込みください。

【内 容】 事業計画書、事業承継計画書、数値計画書等の作成やブラッシュアップ等に関する支援、新たな取り組みを支援する制度や補助金に関する支援

【講 師】 マネジメントストーリー 経営アドバイザー 阿部敏雄氏

【お問合せ先】 二戸市商工会本所 TEL：23-4361 FAX：23-4363
浄法寺支所 TEL：38-2416 FAX：38-2674

フリーランスの取引に関する新しい法律が11月にスタート!

「フリーランス・事業者間取引適正化等法」が2024年11月1日に施行されます。この法律に関する取引を行っている方は、施行までに本法の義務、禁止行為等について十分理解し、違反することのないよう必要な準備を行うことが重要です。

(1) 法律の目的

この法律は、フリーランスの方が安心して働ける環境を整備するため、
①フリーランスの方と企業などの発注事業者の間の取引の適正化と
②フリーランスの方の就業環境の整備を図ることを目的としています。

(2) 法律の適用対象

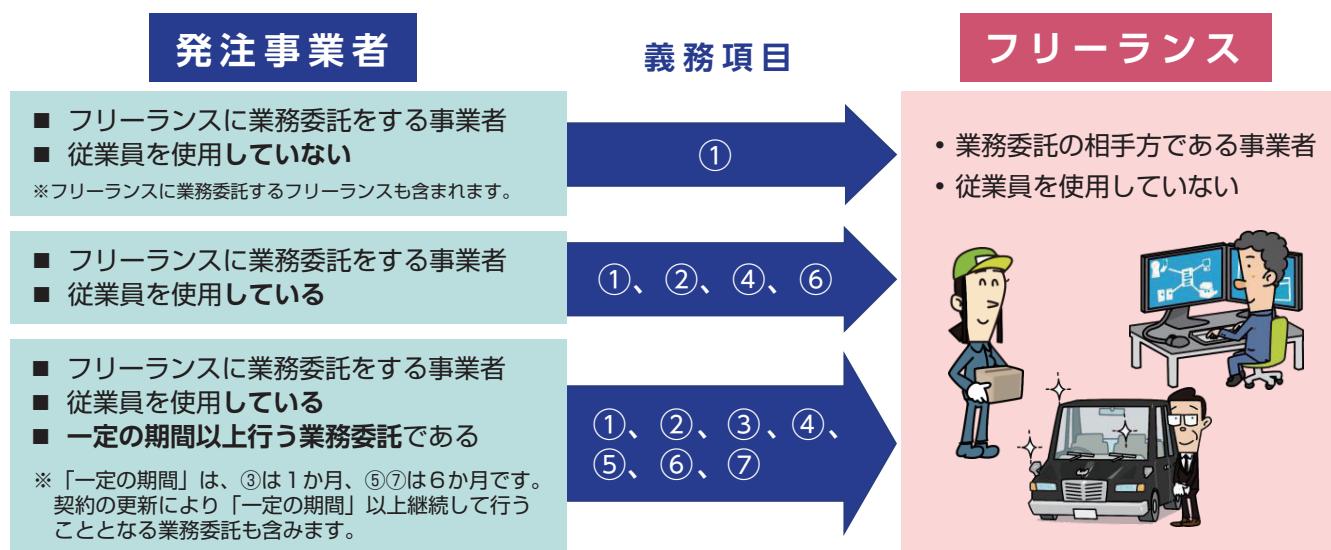
発注事業者からのフリーランスへの「業務委託」(事業者間取引)
①フリーランス 業務委託の相手方である事業者で、従業員を使用しないもの
②発注事業者 フリーランス業務委託する事業者で従業員を使用するもの

例)従業員を使用する企業などの事業者が、従業員を使用しない個人の事業者に対して、事業のために、物品の製造や動画などの情報成果物の作成・役務の提供などの依頼を行う取引です。フリーランスのカメラマンが従業員を雇用する企業から宣伝写真の撮影を委託されたような場合が対象となります。

※一般的にフリーランスと呼ばれる方には、「従業員を使用している」「消費者を相手に取引している」方も含まれる場合もありますが、これらの方はこの法律における「フリーランス」にはあたりません。

(3) 法律の内容

発注事業者が満たす条件に応じてフリーランスに対しての義務の内容が異なります。



義務項目	具体的な内容
① 書面等による取引条件の明示	<p>業務委託をした場合、書面等により、直ちに、次の取引条件を明示すること</p> <p>「業務の内容」「報酬の額」「支払期日」「発注事業者・フリーランスの名称」「業務委託をした日」「給付を受領／役務提供を受ける日」「給付を受領／役務提供を受ける場所」「(検査を行う場合)検査完了日」「(現金以外の方法で支払う場合)報酬の支払方法に関する必要事項」</p>
② 報酬支払期日の設定・期日内の支払	発注した物品等を受け取った日から数えて60日以内のできる限り早い日に報酬支払期日を設定し、期日内に報酬を支払うこと
③ 禁止行為	<p>フリーランスに対し、1か月以上の業務委託をした場合、次の7つの行為をしてはならないこと</p> <p>●受領拒否 ●報酬の減額 ●返品 ●買いたたき ●購入・利用強制 ●不当な経済上の利益の提供要請 ●不当な給付内容の変更・やり直し</p>
④ 募集情報の的確表示	<p>広告などにフリーランスの募集に関する情報を掲載する際に、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・虚偽の表示や誤解を与える表示をしてはならないこと ・内容を正確かつ最新のものに保たなければならないこと
⑤ 育児介護等と業務の両立に対する配慮	<p>6か月以上の業務委託について、フリーランスが育児や介護などと業務を両立できるよう、フリーランスの申出に応じて必要な配慮をしなければならないこと</p> <p>(例) <ul style="list-style-type: none"> ・「子の急病により予定していた作業時間の確保が難しくなったため、納期を短期間繰り下げる」との申出に対し、納期を変更すること ・「介護のために特定の曜日についてはオンラインで就業したい」との申出に対し、一部業務をオンラインに切り替えられるよう調整することなど <p>※やむを得ず必要な配慮を行うことができない場合には、配慮を行うことができない理由について説明することが必要。</p> </p>
⑥ ハラスメント対策に係る体制整備	<p>フリーランスに対するハラスメント行為に関し、次の措置を講じること</p> <p>①ハラスメントを行ってはならない旨の方針の明確化、方針の周知・啓発、②相談や苦情に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、③ハラスメントへの事後の迅速かつ適切な対応など</p>
⑦ 中途解除等の事前予告・理由開示	<p>6か月以上の業務委託を中途解除したり、更新しないこととしたりする場合は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則として30日前までに予告しなければならないこと ・予告の日から解除日までにフリーランスから理由の開示の請求があった場合には理由の開示を行わなければならないこと

詳細な法律等の内容や最新の情報については、関係省庁のホームページをご覧ください。

項目①～③については、公正取引委員会・中小企業庁、項目④～⑦については、厚生労働省(都道府県労働局)までお問合せください。



内閣官房



公正取引委員会



中小企業庁



厚生労働省

エネルギー価格・物価高騰等に伴う事業者への影響調査結果について

岩手県では、エネルギー価格・物価高騰等に伴う県内の事業者への影響を把握するため、県内各商工会議所及び岩手県商工会連合会と連携し、四半期ごとに事業者への影響調査を実施しています。

主な調査項目と調査結果については下記のとおりです。

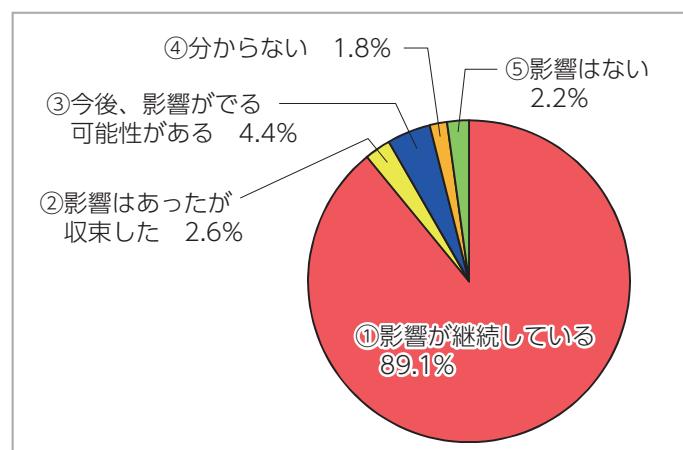
調査時点 令和6年5月31日

調査対象 県内商工会議所、商工会員事業者

●エネルギー価格・物価高騰等による貴社の経営への影響はありますか

「①影響が継続している」が89.1%、「③今後、影響がでる可能性がある」が4.4%、合計93.5%が影響ありと回答している。

業種別では、「①影響が継続している」が運輸業96.3%、宿泊業が94.3%、製造業が92.9%、飲食業92.4%、建設業90.5%、小売業90.0%と、引き続きほとんどの業種で9割超となっている。

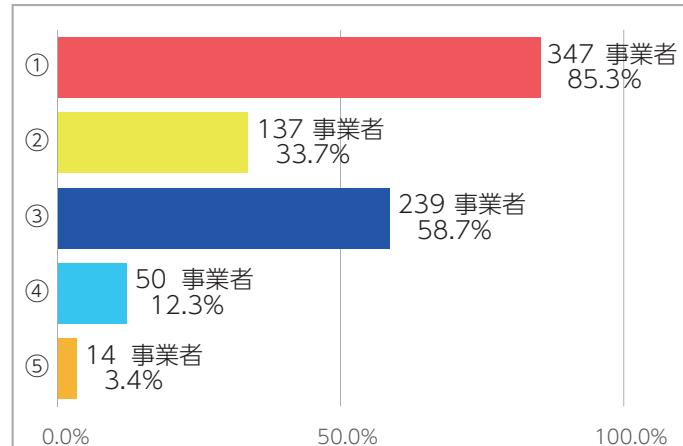


●影響が継続している場合、その内容をお聞かせください

最も多い回答は、「①原材料や生産コストの上昇」が85.3%、次いで「③利益率の低下」が58.7%となった。

業種別では、飲食業、製造業、建設業において、「①原材料や生産コストの上昇」の回答が多く、また、小売業、宿泊業、製造業において、「③利益率の低下」の回答が多い。

項目	回答数	割合(%)
①原材料や生産コストの上昇	347	85.3
②売上の減少	137	33.7
③利益率の低下	239	58.7
④借入等債務負担の増加	50	12.3
⑤その他	14	3.4

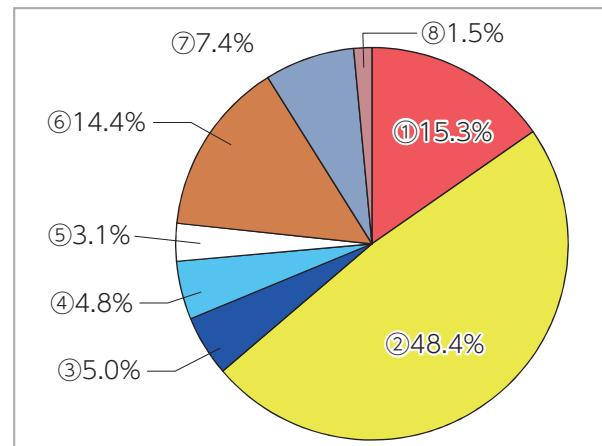


●原材料費、人件費などの増加による貴社の販売・受注価格への転嫁状況をお聞かせください

「①価格引上げ(転嫁)を実現した」が15.3%、「②価格引上げ(転嫁)を一部実現した」が48.4%、「③価格引上げの交渉中」が5.0%、「④これから価格引上げの交渉を行う」が4.8%で、合わせて73.5%となっており価格転嫁に向けた取り組みが行われている状況がみられる。

業種別では、卸売業、飲食業、小売業は「①転嫁できている」と回答した割合が高いのに対し、運輸業、宿泊業においては、「⑥価格転嫁は実現していない」と回答した割合が高くなっている。

項目	回答数	割合(%)
①価格引上げ(転嫁)を実現した	70	15.3
②価格引上げ(転嫁)を一部実現した	221	48.4
③価格引上げの交渉中	23	5.0
④これから価格引上げの交渉を行う	22	4.8
⑤価格転嫁はしていない	14	3.1
⑥価格転嫁は実現していない	66	14.4
⑦対応未定	34	7.4
⑧その他	7	1.5
合計	457	100



最低賃金のお知らせ

岩手県最低賃金が952円に改正

令和6年10月27日から岩手県最低賃金(地域別最低賃金)は952円に改正されました。

岩手県内で働くパートタイマー・アルバイト等を含むすべての労働者に適用されます。

賃金額が時間額952円を下回っている場合は発効日以降の賃金額が952円以上となるよう是正する必要があります。

最低賃金との比較方法

実際の賃金が最低賃金以上になっているかどうかを調べるには次の方法で比較します。

①時間給の場合：時間給と岩手県最低賃金を比較します。

②日給の場合：日給を所定労働時間で除し、時間当たりの金額に換算し、岩手県最低賃金と比較します。

③月給等の場合：月給（賞与、通勤手当、時間外手当等を除く）を1か月の平均所定労働時間で除し、時間当たりの金額に換算し、岩手県最低賃金と比較します。

退職金の準備を中小機構がお手伝いします！

安心 安全 国がつくった

小規模企業共済

こんな悩みにお応えします

年金だけでは不十分で、不安がある

自分で積み増しするには、どんなものがあるの？

制度の特長

① 経営者のための 退職全制度

小規模企業の個人事業主（共同経営者を含む）または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。

契約者貸付けの利用が可能

契約者（一定の資格者）の方は、緊急時や災害時などに事業資金等の貸付けが受けられます。

② 掛金は 全額所得控除

掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。

他にもこんな特徴があります。

共済金の受給権は差押禁止

共済金・解約手当金の受給権は、国税等滞納の差押以外は差押禁止債権として保護されます。

③ 受取時も 税制メリット

共済金の受取は、一括の場合には「退職所得扱い」、分割の場合には「公的年金等の雑所得扱い」です。

チャットボットなら24時間・365日お問い合わせにお答えします

加入資格・手続きについてのご質問をチャットでご回答いたします。

詳しくは右記のQRコード又は

ホームページからご確認ください。

小規模共済

検索



Be a Great Small.
中小機構

2021.6